

労務ニュース Vol. 42

株式会社ムトウ コンサルティング統括部

連絡先: 〒110-8681 東京都台東区入谷 1 丁目 19 番 2 号

電話: 03-3874-7143 FAX: 03-3876-8140

e-mail: consult@ni.wism-mutoh.co.jp

https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/

労務情報などをコンパクトにまとめてお届けします。

● 医師の働き方改革にかかる医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査

医師の働き方改革にかかる 医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 49 号 以下「新医療法」)成立にともない、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等が令和 6 年 4 月 1 日に向け段階的に施行されます。

それに伴い令和 6 年度以降、医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査において、新たに確認が必要な検査項目が追加されます。

立入検査項目

全医療機関

1. 面接指導の実施(新医療法第 108 条第 1 項)

時間外・休日労働が月 100 時間以上となることが見込まれる医師(面接指導対象医師)に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認

2. 就業上の措置(時間外・休日労働月 100 時間以上見込み)(新医療法第 108 条第 5 項)

面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置(就業上の措置)を講じていることを確認

3. 就業上の措置(時間外・休日労働月 155 時間超)(新医療法第 108 条第 6 項)

時間外・休日労働が月 155 時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認

特定労務管理対象医療機関

4. 勤務間インターバル・代償休息(新医療法第 123 条第 1 項及び第 2 項)

特定労務管理対象機関に勤務する特例水準に従事する医師(特定対象医師)に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。

※ 特定労務管理対象機関: 都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関(B 水準)、連携型特定地域医療提供機関(連携 B 水準)、技能向上集中研修機関(C-1 水準)及び特定高度技能研修機関(C-2 水準)の総称

1. 面接指導の実施

面接指導の実施状況の確認は以下のとおりです。

(1) 確認事項

時間外・休日労働が月 100 時間以上となることが見込まれる医師(面接指導対象医師)に対して、医療法上の面接指導実施医師による面接指導が実施されていることを確認。

※ 面接指導実施医師が、医師の健康管理を行うのに必要な知識を習得するために厚生労働省が実施する「面接指導実施医師養成講習会」を修了しているか「修了書」により確認。

(2) 確認方法

① 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関に対し「直近 1 年間における月別の時間外・休日労働時間数が 100 時間以上となった医師の一覧」の提示を求め、確認対象である面接指導対象医師をリストアップします。

② 面接指導の実施確認

「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」に必要な事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されているかを確認。

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

[管理番号]

面接指導結果・面接指導実施医師意見			
対象者氏名	所属	生年月日 年 月 日	
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の項目)	(低) 0 1 2 3 (高) (本人報告・睡眠評価表) (特記事項)		
睡眠負債の状況	(低) 0 1 2 3 (高) (労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト) (特記事項)		
疲労の蓄積の状況	(低) 0 1 2 3 (高) (労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト) (特記事項)		
その他の心身の状況			
本人への指導内容及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)			
就業上の措置は不要です			
以下の心身の状況への対処が必要です (○で囲む) 専門医受診勧奨・面談を含む産業医連携・その他(特記事項へ記載)			
以下の勤務の状況への対処が必要です (○で囲む) 上司相談・面談を含む産業医連携・その他(特記事項へ記載)			
(特記事項)			
面接実施年月日	年 月 日		
面接指導実施医師	(所属)	(氏名) ※署名等	

※ 面接指導実施時期: 面接指導は原則、時間外・休日労働が月 100 時間に達するまでの間に実施されている必要があるため、面接実施日が月末近くである等、該当している可能性が考えられる場合には、面接指導実施日までの時間外・休日労働時間を確認します。なお、特例水準の医師以外で一定の疲労蓄積が認められる場合に該当しない場合には、月 100 時間以上となった後、遅滞なく実施することもとされているため、月 100 時間に達するまでの間に実施していない場合にあつては、このケースに該当するかを確認します。

※ 「一定の疲労の蓄積が認められる場合」とは、以下のいずれかに該当した場合を指します。

- 前月の時間外・休日労働時間数 : 100 時間以上
- 直近 2 週間の 1 日平均睡眠時間 : 6 時間未満
- 面接指導の希望 : あり
- 疲労蓄積度チェック : 「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」において、自覚症状がⅣ又は疲労蓄積度の点数が 4 以上

2. 就業上の措置

(1) 確認事項

時間外・休日労働が月 100 時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認の上、面接指導実施医師意見に基づき、措置の要否や措置の内容について記載された記録があることを確認。

様式例

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

【管理番号】

面接指導結果・面接指導実施医師意見			
対象者氏名	所属 生年月日 年 月 日		
勤務の状況 (労働時間、労働時間以外の項目)			
睡眠負債の状況	《低》 0 1 2 3 《高》(本人報告・面接評価表) (特記事項)		
疲労の蓄積の状況	《低》 0 1 2 3 《高》(労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト) (特記事項)		
その他の心身の状況			
本人への指導内容 及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)			
	就業上の措置は不要です		
	以下の心身の状況への対応が必要です (○で囲む) 専門医受診勧奨・面談を含む産業医連携・その他(特記事項へ記載)		
	以下の勤務の状況への対応が必要です (○で囲む) 上司相談・面談を含む産業医連携・その他(特記事項へ記載)		
(特記事項)			
面接実施年月日	年 月 日		
面接指導実施医師	(所属)	(氏名) ※署名等	

面接指導実施医師は、この表の上まで記載した段階で(管理者が面接指導実施医師意見に基づく措置内容)を記載する前)で、本書面を被面接医に渡してください。

面接指導実施医師意見に基づく措置内容 (管理者及び事業者が記載)	
※時間外・休日労働が月155時間を超えた被面接医には労働時間短縮のための措置が必要です。 年 月 日	
確認欄 (署名等) ※提出を受けた医療機関で記載してください。	
医療機関名	
(管理者)	(事業者)

※ 具体的措置内容記載例

- 就業上の措置は特に必要なし
- 産業医面談を実施した上で最終判断とするが、産業医面談までは就業上の措置は特に必要なし
- 産業医面談を実施した上で最終判断とするが、産業医面談までは就業上の措置は特に指示なし
- 慢性睡眠不足解消のため、当直・連続勤務を制限(〇回/月)する
- 医療機関の受診後の診断書をもって最終判断とするが、それまでは就業内容を〇〇のみとする
- 人間関係に伴うストレス回避のため、就業場所を変更する(例:手術室での就業を中止し病棟業務のみ)
- 心身への健康被害が想定され、就業を制限(時間外労働の制限、就業内容・場所の変更(外来業務のみ 等)、就業時間の制限(〇時〇分～〇時〇分まで 等)とする。

(2) 確認方法

① 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関に対し「直近 1 年間における月別時間外・休日労働時間が 100 時間以上となった医師の一覧」の提示を求め、確認対象である面接指導対象医師をリストアップします。

② 面接指導の就業上の措置の実施を確認

面接指導実施医師の意見に基づく措置な内容について、措置の要否や措置の内容について記載された記録があることを確認。

3. 就業上の措置 (155 時間超)

(1) 確認事項

時間外・休日労働が月 155 時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。

(2) 確認方法

① 対象の医師をリストアップ

医療機関に対し「直近 1 年間における月別の時間外・休日労働時間が 155 時間超となった医師の一覧」の提示を求め、確認対象である医師をリストアップする。

② 労働時間短縮のための措置を確認

労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録があることを確認

4. 勤務間インターバル・代償休息の確保

(1) 確認事項

特定労務管理対象機関の特定対象医師について、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。

(2) 確認方法

① 特定対象医師の名簿の提示

医療機関に対し、特定対象医師の名簿の提示を求め、当該リストから確認対象となる複数の医師を指定。

② 勤務状況がわかる資料の提示

指定した医師に関し、「直近 1 年間のうち任意の 1 か月分の勤務予定および勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料」(勤務予定開始・終了時間、勤務開始・終了時間の実績、兼業・副業先の勤務時間)の提示が求められます。

③ 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料を確認し、指定した医師について勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する

- 宿日直の時間および許可あり宿日直の時間
- 勤務間インターバルの確保方法と確保時間
- 勤務間インターバル中に発生したやむを得ない業務の時間
- 代償休息を確保した日時

◆ 立入検査後の指摘事項の対応について

立入検査後の指摘事項の対応については、立入検査実施機関が必要に応じて、都道府県と医療勤務環境改善支援センターが連携して、医療機関の改善に向けた取り組みの支援を受けるように指導することとなっています。

さらに、医療機関からは正・改善報告を受け、医療機関の取り組みが十分な改善に至っていないと認められる場合、立入検査実施機関は原則、医療勤務環境改善支援センターの支援を受けた上で、再度の是正・改善報告を行うよう指導することとなっています。

コンサルティング統括部からのご案内 接遇研修のススメ

新型コロナウイルス感染症 5 類への移行に伴い、徐々に医療・介護施設では、患者・利用者の方への家族面談の機会を増やすことが進められています。その結果、これまで以上に施設外から職員対応が評価される機会が増え、多くの医療・介護施設から接遇研修を実施するニーズが高まっています。

弊社の接遇研修は、接遇スキルとマインド(働く意識・心がまえ)に焦点をあてた、ワークショップスタイルの研修を実施しております。

その他、ハラスメント研修、管理職研修などもございます。

ご関心ございましたら、是非お問い合わせください。